

## 議案第71号

つくば市水道給水条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成29年 8 月29日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市水道給水条例の一部を改正する条例

つくば市水道給水条例（平成14年つくば市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項の表中「1,188円」を「1,296円」に、「1,512円」を「1,620円」に、「2,484円」を「2,700円」に、「3,240円」を「3,510円」に、「7,020円」を「7,560円」に、「15,120円」を「16,200円」に、「38,880円」を「42,120円」に、「86,400円」を「93,960円」に、「216,000円」を「234,900円」に、「410,400円」を「446,040円」に、「118円80銭」を「151円20銭」に、「140円40銭」を「194円40銭」に、「162円」を「237円60銭」に、「183円60銭」を「280円80銭」に、「216円」を「324円」に、「486円」を「540円」に改め、同条第2項中「124円20銭」を「162円」に改め、同条第3項の表中「648円」を「702円」に、「972円」を「1,026円」に、「1,944円」を「2,106円」に、「54円」を「59円40銭」に改める。

第26条の次に次の1条を加える。

（料金の督促に係る費用の徴収）

第26条の2 管理者は、納入期限までに料金を納付しない水道の利用者に対して督促状を発した場合においては、督促状1通について100円を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

第27条第1項中「給水装置」の次に「又は第13条第2項の規定によりメーターを設置する受水槽以下の装置」を、「場合」の次に「又はメーターを増設する場合」を、「申込者は」の次に「、メーター（料金の算定に係るメーターに限る。）ごとに」を加える。

附則に次の1項を加える。

（検討）

- 3 管理者は、つくば市水道給水条例の一部を改正する条例（平成29年つくば市条例第〇号）の施行後少なくとも5年ごとに、安定した水道事業の収益の確保の観点から、第19条に規定する料金の額について水道の利用者の負担の公平性を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第26条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（水道料金に係る経過措置）

- 2 この条例による改正後の第19条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して水道を使用する場合における平成30年4月分の水道料金（料金算定に係る同年3月1日以後最初の使用期間1月の料金をいう。）については、なお従前の例による。

（加入金に係る経過措置）

- 3 この条例による改正後の第27条第1項の規定は、施行日以後の工事申込みに係る加入金について適用し、施行日の前日までの工事申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

つくば市水道給水条例（平成14年つくば市条例第60号）新旧対照表

改正後							改正前						
第1条—第18条（略） （料金の額） 第19条 料金は、使用期間1月につき次の表に定める基本料金と従量料金との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。							第1条—第18条（略） （料金の額） 第19条 料金は、使用期間1月につき次の表に定める基本料金と従量料金との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。						
基本料金		従量料金（使用水量1立方メートルにつき）					基本料金		従量料金（使用水量1立方メートルにつき）				
メーターの口径（ミリメートル）	金額	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	メーターの口径（ミリメートル）	金額	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
13	<u>1,296円</u>	10立方メートルを	20立方メートルを	40立方メートルを	100立方メートルを	500立方メートルを	13	<u>1,188円</u>	10立方メートルを	20立方メートルを	40立方メートルを	100立方メートルを	500立方メートルを
20	<u>1,620円</u>	超え20立方メートルまでの分	超え40立方メートルまでの分	超え100立方メートルまでの分	超え500立方メートルまでの分	超える分	20	<u>1,512円</u>	超え20立方メートルまでの分	超え40立方メートルまでの分	超え100立方メートルまでの分	超え500立方メートルまでの分	超える分
25	<u>2,700円</u>	<u>151円20銭</u>	<u>194円40銭</u>	<u>237円60銭</u>	<u>280円80銭</u>	<u>324円</u>	25	<u>2,484円</u>	<u>118円80銭</u>	<u>140円40銭</u>	<u>162円</u>	<u>183円60銭</u>	<u>216円</u>
30	<u>3,510円</u>	20立方メートルまでの分					30	<u>3,240円</u>	20立方メートルまでの分				
40	<u>7,560円</u>						40	<u>7,020円</u>					
50	<u>16,200円</u>						50	<u>15,120円</u>					
75	<u>42,120円</u>	<u>151円20銭</u>					75	<u>38,880円</u>	<u>118円80銭</u>				
100	<u>93,960円</u>						100	<u>86,400円</u>					
150	<u>234,900円</u>						150	<u>216,000円</u>					
200	<u>446,040円</u>						200	<u>410,400円</u>					
200を超えるもの	管理者が別に定める額						200を超えるもの	管理者が別に定める額					
臨時用	使用水量1立方メートルにつき <u>540円</u>						臨時用	使用水量1立方メートルにつき <u>486円</u>					
備考 「臨時用」とは、工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合をいう。							備考 「臨時用」とは、工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合をいう。						

2 共同住宅において1個のメーターを2戸以上で家事用のみ使用する場合は従量料金の額は、前項の規定にかかわらず、使用水量1立方メートルにつき162円とする。

3 共同住宅において当該共同住宅の居住者が共用する水栓の料金は、使用水量が1月で10立方メートルまでの場合に限り、第1項の規定にかかわらず、使用期間1月につき次の表に定める基本料金と従量料金との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

基本料金		従量料金 使用水量1立方メートルにつき <u>59円40銭</u>
メーターの口径	金額	
13ミリメートル	<u>702円</u>	
20ミリメートル	<u>1,026円</u>	
25ミリメートル	<u>2,106円</u>	

第20条—第26条 (略)

(料金の督促に係る費用の徴収)

第26条の2 管理者は、納入期限までに料金を納付しない水道の利用者に対して督促状を発した場合においては、督促状1通について100円を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

(加入金)

第27条 給水装置又は第13条第2項の規定によりメーターを設置する受水槽以下の装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合又はメーターを増設する場合に限る。）の申込者は、メーター（料金の算定に係るメーターに限る。）ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の加入金を工事申込みの際に納入しなければならない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

第28条—第39条 (略)

附則

1・2 (略)

(検討)

3 管理者は、つくば市水道給水条例の一部を改正する条例（平成29年つくば市条例第〇号）の施行後少なくとも5年ごとに、安定した水道事業の収益の確保の観点から、第19条に規定する料金の額について水道の利用者の負担の公平性を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 共同住宅において1個のメーターを2戸以上で家事用のみ使用する場合は従量料金の額は、前項の規定にかかわらず、使用水量1立方メートルにつき124円20銭とする。

3 共同住宅において当該共同住宅の居住者が共用する水栓の料金は、使用水量が1月で10立方メートルまでの場合に限り、第1項の規定にかかわらず、使用期間1月につき次の表に定める基本料金と従量料金との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

基本料金		従量料金 使用水量1立方メートルにつき <u>54円</u>
メーターの口径	金額	
13ミリメートル	<u>648円</u>	
20ミリメートル	<u>972円</u>	
25ミリメートル	<u>1,944円</u>	

第20条—第26条 (略)

(加入金)

第27条 給水装置 \_\_\_\_\_ の新設又は改造（メーターの口径を増す場合 \_\_\_\_\_ に限る。）の申込者は \_\_\_\_\_ 、  
次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の加入金を工事申込みの際に納入しなければならない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

第28条—第39条 (略)

附則

1・2 (略)